

富田林市随意契約見積心得

(目 的)

第1条 この心得は、本市が行う随意契約（取引の実例価格を考慮して価額が適正と認められる1件の代金が3万円以下のものの購入、修理等に係るもの及び公募型プロポーザル方式によるものを除く。）の場合における見積書の徴取その他の取扱いについて、見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）が順守すべき事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 見積者は、この心得のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、富田林市財務規則（昭和39年富田林市規則第16号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(公正な見積りの確保)

第3条 見積者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に見積り価格を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の見積者と見積価格又は見積意思について相談を行うこと。
- (3) 第11条の規定による契約の相手方の決定の前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示すること。

(仕様書等の熟知)

第4条 見積者は、本市の見積依頼書その他見積依頼及び仕様書等（仕様書、設計書、図面、契約書案、請書案その他の交付書類をいう。）に記載された契約締結に必要な条件を熟知の上、見積りをしなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、本市に対し説明を求めることができる。

(見積り等)

第5条 見積者は、見積書を作成し、記名押印の上、指定した要件に基づき提出しなければならない。

- 2 見積書に記載する金額は、見積者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かにかかわらず、見積りを行った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とする。
- 3 見積書は、所要の記入・押印をした上、本市が指定した期限までに所定の場所へ提出しなければならない。ただし、本市が特に郵送を認めた場合に限り、郵送での提出を認める。
- 4 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 前各項の規定は、本市が別に指示する場合は、適用しない。

(見積りの辞退)

第6条 見積りを依頼された者（以下「見積参加者」という。）は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該見積りに参加することができない。

2 見積参加者は、見積りを辞退するときは、見積り辞退届（様式1）又は、見積り辞退の意を表した書類を本市に提出するものとする。

3 指定した期限を過ぎても見積書を提出しない場合は、当該見積者が見積りを辞退したものとみなす。

4 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び見積り参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの取り止め等)

第7条 見積参加者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、本市が必要と認めるときは、複数の見積参加者による見積書の比較検討（以下「見積合せ」という。）の執行を延期し、又は取り止めることがある。

2 前項の場合において、本市が調査を行うときは、見積参加者は当該調査に協力しなければならない。

3 見積書の提出に当たって、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積合せの執行を延期し、又は取り止めることがある。

(見積書の取扱い)

第8条 提出された見積書は、見積合せ後も返却しない。見積参加者が連合若しくは不穏な行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、見積書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

(再度見積り)

第9条 見積合せ及びその者でないと履行できないという特定の相手に見積りを依頼する場合（以下「特命見積り」という。）において、予定価格の制限の範囲内に見積りがないときは、必要に応じ再度の見積りを依頼する。

2 特命見積りにあつては、予定価格の制限の範囲内に見積りがあつても、再度見積りを依頼することがある。

3 前2項の場合において、再度見積り依頼を受けた者が辞退した場合にあつても、これを理由として以後の入札及び見積合せについて不利益な扱いを受けない。

(見積りの無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

(1) 見積参加者以外の者がした見積り

(2) 見積依頼書その他の見積依頼において指定した場所に期限を過ぎて到達した見積り

(3) 記名押印を欠く見積り

- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不明瞭な見積り
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
 - (6) 明らかに連合によると認められる見積り
 - (7) 同一の見積合せについて、2 以上の見積りをした者の見積り
 - (8) 富田林市から示した条件以外の条件を付した見積り
 - (9) 見積額の欄に「0 円」以下の金額を記載した見積り
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り
- (契約の相手方の決定)

第 11 条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を、契約の相手方とする。ただし、契約内容に適合した履行を確保するため、富田林市が特に必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内で最も適正と認めた者を、契約の相手方とすることがある。

(同価格の見積りをした者が 2 人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第 12 条 契約の相手方とすべき同価格の見積りをした者が 2 人以上あるときは、本市が指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。ただし、本市が別に指示する場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積合せ事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約相手方決定の通知)

第 13 条 第 11 条の規定により契約の相手方となった者は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

- 2 本市は、当該見積合せに参加した者のうち契約の相手方となった者に対してのみ、契約相手方決定の通知を電話等により行う。

(見積合せの取りやめ等)

第 14 条 見積参加者の指名後、本市が指定した期限までに次の各号のいずれかに該当する場合は、本市は、当該見積合せにかかる見積参加者の指名を取り消し、見積合せに参加させないものとし、すでに配布した資料については速やかに本市に返還するものとする。

- (1) 業種・地域・本店支店を問わず富田林市入札等参加停止要綱に基づく参加停止要件が発生し、又は参加停止措置を受けた場合
- (2) 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分（業種・地域・本店支店を問わず）を受けた場合。
- (3) 建設業法第 29 条の規定による許可の取消し処分（業種を問わず）を受けた場合
- (4) 当該契約の適正な履行がなされないと、本市が認めた場合
- (5) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた場合

- 2 見積合せにより契約の相手方を決定後、契約までの間に前項各号のいずれかに該当す

る場合は、本市は、契約を締結しないものとする。

- 3 契約期間中に、第1項各号のいずれかに該当する場合は、本市は、当該契約を解除することができる。
- 4 前3項のいずれかに該当し、指名の取り消し並びに契約の不締結及び解除をした場合において、本市は、一切その責めを負わないものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、見積合せし、契約の相手方が決定した以後であっても、見積額が集中したり、不自然な状況にある場合等見積合せの内容に疑義がある場合は、契約を保留し、事情を聴取することができ、相当の理由がある場合は、理由を付して契約の締結を取りやめることができる。

(契約保証金等)

第15条 契約の相手方となった者は、契約書を作成する場合においては、契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては、契約の相手方決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金（銀行の支払保証小切手を含む。）を本市に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 契約の相手方となった者は、契約保証金の納付を免除された理由が、本市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるときは当該履行保証保険に係る保険証券を、公共工事履行保証証券による保証を付したときは当該保証証券を、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社による保証を付したときは当該保証証券を、銀行等金融機関の保証を付したときは当該保証証券を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 落札者は、前項の規定による保険証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を提出したものとみなす。

- 4 契約保証金は、当該契約の履行の確認をした後において、還付するものとする。

(契約書等の提出)

第16条 第11条の規定により契約の相手方となった者は、本市から交付された契約書等の案に記名押印し、本市の定める日に、これを提出しなければならない。ただし、本市の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 前項に規定する期間内に記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。
- 3 建設工事以外の契約で富田林市財務規則第105条の規定により契約書の作成を要しない場合は、第11条の規定により契約の相手方となった者は、契約決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を富田林市に提出しなければならない。ただし、本市が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

(異議の申立)

第 17 条 見積者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 18 条 その他見積合せ及び特命見積りに際しては、すべて本市の指示に従うこと。

附 則 本心得は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する

附 則 本心得は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する

附 則 本心得は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する

(様式 1)

年 月 日

見 積 辞 退 届

富田林市長様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日執行予定の見積合せを下記理由により辞退いたします。

件 名 _____

辞退理由 _____